

・ H26. 6. 2 **改定**

○ V-36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書（旧 V-40）

旧	新
<p>V-40 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書</p> <p>Q 振込明細書に支出の目的が記載されている場合、当該振込明細書に係る支出目的書を作成しなければならないか。</p> <p>A 平成24年に政治資金規正法施行規則が改正され、振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、当該振込明細書の写しを提出することで、振込明細書の写しと当該振込明細書に係る支出目的書を提出したこととなります。したがって、別様で支出目的書を作成し提出する必要はありません。</p>	<p>V-36 支出の目的、金額、年月日が記載された振込明細書</p> <p>Q 振込明細書に支出の目的が記載されている場合、当該振込明細書に係る支出目的書を作成しなければならないか。</p> <p>A 振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該振込明細書の写しを提出することで、振込明細書の写しと当該振込明細書に係る支出目的書を提出したこととなります。したがって、別様で支出目的書を作成し提出する必要はありません。</p>